

9月 国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス http://www.shizuyakukokuho.com/

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *令和元年度決算報告等 *高額療養費制度について *健康診断を受けましょう
- *インフルエンザ予防接種補助事業 *ジェネリック医薬品を活用しましょう

公 告

令和2年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会 開催

令和2年7月18日(土) 静岡グランドホテル中島屋(静岡市)において、今回は新型コロナウイルスの感染防止対策として、通常より広い会場で座席間隔を広くし、ソーシャルディスタンスに努め、組合会議員30名(委任状含む)のもと、第1回組合会を開催しました。

初めに、組合会議長は石川滋彦先生(静岡市)、副議長に澤井康行先生(浜松市)が選出され、令和元年度事業報告及び令和元年度歳入歳出決算の認定並びに令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全ての議案が原案通り可決承認されました。

令和元年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算書

◇歳入

(単位：円)

款	収入済額
1. 国民健康保険料	477,485,500
2. 国庫支出金	106,276,489
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	8,942,000
6. 財産収入	37,032
7. 繰入金	0
8. 繰越金	264,831,914
9. 諸収入	954,274
歳入合計	858,527,209

◇歳出

(単位：円)

款	支出済額
1. 組合会費	862,604
2. 総務費	36,061,586
3. 保険給付費	266,295,208
4. 後期高齢者支援金等	111,138,053
5. 前期高齢者納付金等	24,594,088
6. 介護納付金	58,777,056
7. 共同事業拠出金	13,372,978
8. 保健事業費	10,400,136
9. 積立金	32,000,000
10. 諸支出金	7,615,224
11. 予備費	0
歳出合計	561,116,933

◇歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	858,527,209
歳出決算額	561,116,933
歳入歳出差引残額	297,410,276
次年度へ繰越	297,410,276



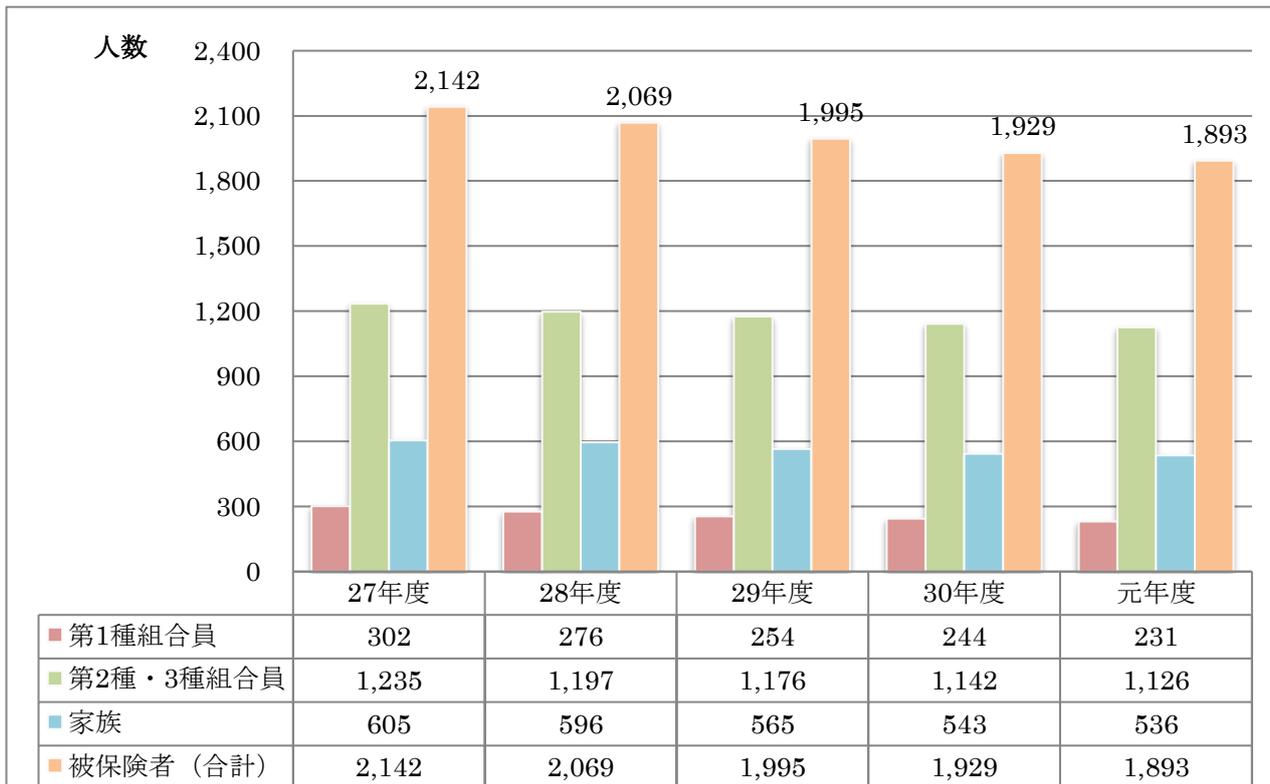
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員		家 族	総 数 (計)	後期高齢者 組 合 員	(再 掲)		
	第1種 組合員 (事業主)	第2・3 種組合員 (従業員)				6歳 未満	介護2号 被保険者	前期 高齢者
令和元年度	231	1,126	536	1,893	32	75	825	202
平成30年度	244	1,142	543	1,929	34	88	827	214
前年度増減	△13	△16	△7	△36	△2	△13	△2	△12
前年度比	94.7%	98.6%	98.7%	98.1%	94.1%	85.2%	99.8%	94.4%

◇年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 国民健康保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現 年 度 分	477,485,500	477,485,500	0	0	100.0%
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0.0%
合 計	477,485,500	477,485,500	0	0	100.0%

3 (1) 保険給付費の状況（療養給付費 元年度）

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
6歳未満	1,135	11,947,480	9,512,954	2,351,600	82,926
7歳～64歳	20,211	247,180,728	172,620,085	68,398,603	6,162,040
65歳～74歳	3,657	71,000,974	51,472,821	19,184,633	343,520
療養給付費全体	25,003	330,129,182	233,605,860	89,934,836	6,588,486

(2) 療養費

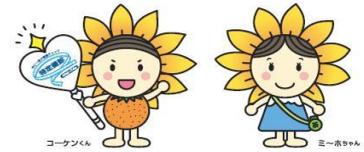
(単位：円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整復師	376	1,391,218
補 装 具	13	416,898
あんま・マッサージ	13	128,954
は り・灸	6	13,524
診 療 費	7	96,707
合 計	415	2,047,301

(3) その他の給付

(単位：円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	23	9,660,000
葬 祭 費	1	30,000



4 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者

(単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	948	165	17.4%	1,541,993
家 族	109	22	20.2%	206,172
合 計	1,057	187	17.7%	1,748,165

(2) 健康診断(人間ドック)等実施状況

対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円(30歳代は1万円)(単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
30歳～39歳	93	23	70	863,532
40歳～49歳	110	32	78	1,625,229
50歳～59歳	90	21	69	1,395,291
60歳～69歳	62	19	43	1,003,333
70歳以上	13	6	7	229,255
合 計	368	101	267	5,116,640

(3) インフルエンザ予防接種費用補助

(単位：件、円)

対象者/補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者 /1,000円	643	643,000

(4) 医療費通知 (単位：人)

(5) ジェネリック医薬品差額通知 (単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数
4回	1～12月	5,629

回数	対象診療月	通知被保険者数	通知条件
3回	4、7、11月	284	35歳以上で1薬剤200円以上 1被保険者200円以上

(6) 健康家庭表彰

対象世帯	内 容
85世帯	1年間無受診だった世帯に対し、5,000円相当の記念品贈呈

財 産 目 録

(1) 積立金

令和2年5月31日現在 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
特 別 積 立 金	98,251,987	静岡銀行
準 備 金 積 立 金	66,100,000	静岡銀行
事 業 運 営 積 立 金	100,431,648	静岡銀行、しずおか焼津信用金庫
退 職 給 与 積 立 金	11,400,500	しずおか焼津信用金庫
合 計	276,184,135	

(2) 決算剰余金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	297,410,276	

高額療養費制度について

1か月（1日から月末まで）に医療機関（外来と入院は別計算）の窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度です。申請の際には領収書が必要となりますので、大切に保管しましょう。



高額療養費の自己負担限度額は、下記の通りです。

70歳未満の場合

区分	所得要件	自己負担限度額	年4回目以降
ア	旧ただし書き所得 901万円を超える	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書き所得 600万円を超え901万円以下	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書き所得 210万円を超え600万円以下	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ・旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた額です。
- ・住民税非課税世帯とは、静岡県薬剤師国保組合加入者全員に市民税が課税されていない世帯です。

70歳以上の場合

令和2年8月に被保険者証と高齢受給者証が一本化されたことにより、医療機関窓口において「被保険者証兼高齢受給者証」のみの提示で受診できるようになりました。ただし、低所得Ⅱ、Ⅰ及び現役並みⅡ、Ⅰに該当される方が下記の適用を受けるためには、「被保険者証兼高齢受給者証」と併せて「限度額適用認定証」等の提示が求められますので、事前の申請手続きをお勧めいたします。

所得要件	自己負担限度額		年4回目以降
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来を合算）	
<u>現役並みⅢ</u> 課税所得 690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
<u>現役並みⅡ</u> 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
<u>現役並みⅠ</u> 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
<u>一般</u> 課税所得 145万円未満	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円
<u>低所得者Ⅱ</u> 住民税非課税	8,000円	24,600円	/
<u>低所得者Ⅰ</u> 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	

- ・低所得者Ⅱとは、静岡県薬剤師国保組合加入者全員に市民税が課税されていない世帯です。
- ・低所得者Ⅰとは、静岡県薬剤師国保組合加入者全員に市民税が課税されず、かつ所得が0円になる世帯。ただし年金所得は公的年金等控除額を80万円として計算。

「限度額認定証」をご利用下さい

入院などあらかじめ医療費が高額になることが見込まれるときは、事前に「限度額適用認定証」等の交付申請をして下さい。医療機関の窓口で「被保険者証」と併せて「限度額適用認定証」を提示することで、ひと月の支払いが自己負担限度額までとなります。認定証は、申請書受付月の初日から有効です。月を遡って有効なものは発行できませんので、お早めの申請をお願いします。

年に1回必ず健康診断を受けましょう

5月に特定健康診査受診券を郵送しましたが、今年のお受診はお済みでしょうか。当国保組合では、平成30年度「特定健診等実施計画」を策定し、年次目標「令和5年度 受診率 70%」の目標値を提示しています。しかし、年々受診率は上昇しているものの、令和元年度の受診率は44.6%で目標値には遠く及びません。更に今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、8月末現在において健康診断受診者と受診予定者合わせて122名しかおらず、深刻な状況となっています。健康診断を受けることは、自らの健康管理と病気の早期発見・早期治療に繋がるばかりでなく、当国保組合の国庫補助金にも影響します。ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

○28年度～令和元年度の特定健康診査実施状況及び令和元年度目標値 対象者：40歳以上74歳以下

区 分		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度目標値
特定健康診査	対象者数	1,016人	1,016人	981人	991人	
	受診者数	344人	357人	385人	442人	
	受診率	33.9%	35.1%	39.2%	44.6%	55.0%

★新型コロナウイルス感染症の影響により各医療機関、感染症対策の下に健康診断を実施しています。受診しづらい状況ではありますが、医療機関にお問い合わせの上、予約及び受診されますようお願いいたします。

○健康診断を受けるメリット

- ①生活習慣病を早期に発見
- ②生活習慣改善に取り組みやすい
- ③継続して健康状態を把握
- ④医療費も抑制できる



「受けたら終わり」にしない

要再検査・要精密検査・要受診判定結果が出ても、そのまま放っておいたら意味がありません。検査結果に応じて適宜受診や、生活習慣の見直しをしましょう。

国保組合からのお知らせ

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の再流行が冬季にかかると、インフルエンザの流行と重なることが考えられます。インフルエンザを発症すると新型コロナウイルス感染症との区別がつきにくいことがあるため、今年はずっとインフルエンザ対策を徹底しましょう。

インフルエンザは予防接種により発症や重症化を予防することが、ある程度可能です。補助事業を利用し、インフルエンザ予防接種を積極的に受けましょう！

《対象者》 65歳未満の全被保険者

※65歳以上の方は市町で補助するため対象外。（お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。）

《補助限度額》 組合員1,000円 家族1,000円

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給（年度内1回）

《申請方法》 事業所単位での申請にご協力ください。

- ・病院窓口で受診費用全額を支払い、その後、国保組合事務局に申請することで補助金が支給されます。
- ・インフルエンザ予防接種補助金申請書に領収書（原本）を添付して申請してください。

申請書は静岡県薬剤師国保組合のホームページからダウンロードもできます。

注）領収書（原本）は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 令和2年10月1日～令和3年2月28日



健康保険適用事業所に勤務する人の薬剤師国保組合への加入について

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「事実の発生から14日以内」に届出を行うことが厳格化されました。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されず、薬剤師国保へ加入できなくなる恐れがあります。年金事務所への届出は早急をお願いいたします。

※厚生労働省保険局国民健康保険課課長通知により、法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所では、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。ただし、強制適用事業所に雇用される者となっても、医療保険については健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。

☆薬剤師国保組合の「国民健康保険被保険者証」については、健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認が確認できてからの発行となります。

確認書類：「健康保険被保険者適用除外承認証（国民健康保険組合被保険者）」

ジェネリック医薬品の活用で医療費を節約しましょう

ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）については、厚生労働省から毎年保険者別に公表され、当国保組合の令和元年9月診療分の使用割合は69.9%で全国18薬剤師国保組合の中で16番目（一番高いのは長崎県で81.1%）、静岡県内の5国保組合の中では4番目でした。なお、全国平均の使用割合は74.9%となっています。

国では、令和2年9月までに使用割合を80%以上にすることを目標にしています。

当国保組合ではジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、一ヶ月の自己負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年3回通知しています。

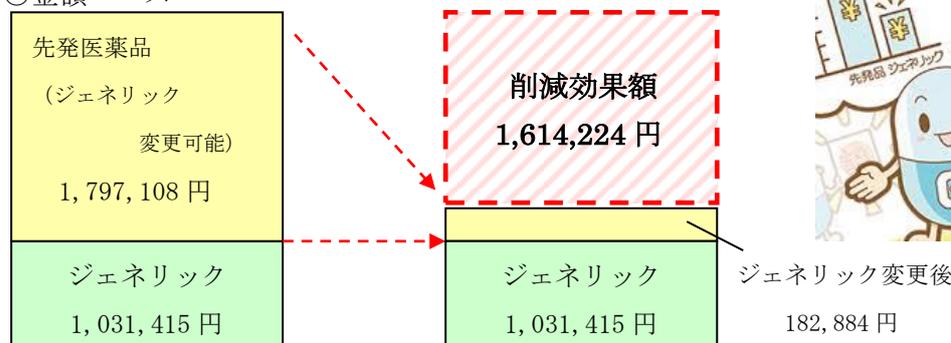
令和元年度 ジェネリック医薬品への切り替えによる医療費の削減効果額について

通知月 (調剤月)	お知らせ通知対象 (単位:円)			切り替え実績 (単位:円)			
	通知人数	薬剤金額	保険者負担額	切替人数	薬剤金額	保険者負担額	削減効果額
H31年4月	99	1,066,273	749,755	1	1,184	828	1,372
R1年7月	99	740,922	522,452	8	36,857	25,936	48,628
R1年11月	86	653,762	460,150	8	15,551	11,247	15,049

当国保組合の被保険者みなさまが全てジェネリック医薬品に切り替えした場合の最大薬剤費削減効果額について

令和2年6月調剤分を用い、「先発医薬品（ジェネリック医薬品変更可能）」を「ジェネリック医薬品」に変更した場合の薬剤費の推計は以下のようになります。

○金額ベース



医療に携わる私たちが率先してジェネリック医薬品に切り替えることで使用割合を国の目標に近づけることができるとともに、被保険者みなさまの負担軽減及び当国保組合の財政負担の削減にもつながり、結果的に保険料を引き上げずに済みます。一層のジェネリック医薬品の活用をお願いします。

・・・「新型コロナウイルス感染症」について・・・

組合員の皆様には、すでに7月に資料を通知いたしましたが、内容に変更がありましたのでお知らせします。傷病手当金の支給に対する適用期間について「令和2年1月1日から9月30日の間」となりましたが、8月17日付厚生労働省通知により「同年12月31日の間」に変更になりました。詳しくは、静岡県薬剤師国保組合のホームページをご覧ください。

薬局の経営が一段と厳しさを増している中、これらの制度が整備されることで、組合員の皆様が安心して働くことができるようになれば幸いです。

ご不明なことがありましたら、国保組合事務局へご連絡ください。

静岡県薬剤師国民健康保険組合
第32期 組合会議員名簿

定数：30名

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

支部名	番号	氏名	支部名	番号	氏名
賀茂	1	植松 慶司	静岡	16	海老岡 ゆかり
伊東・熱海	2	岩村 勝	焼津	17	木下 徹
田方	3	吉岡 城治	藤枝	18	川島 智次
三島	4	土佐谷 純子	島田	19	杉村 美昌
沼津	5	小池 高秋	榛原	20	進士 寿子
沼津	6	町田 勇司	小笠・袋井	21	杉浦 信昌
北駿	7	渡辺 孝三	小笠・袋井	22	小笠原 俊拓
富士	8	廣中 義樹	小笠・袋井	23	川崎 達也
富士	9	羽二生 尚身	磐田	24	栗原 孝行
富士宮	10	渡辺 恭秀	浜松	25	品川 彰彦
清水	11	滝口 智子	浜松	26	○澤井 康行
清水	12	池田 剛	浜松	27	松本 政典
静岡	13	金沢 守高	浜松	28	徳永 大祐
静岡	14	◎石川 滋彦	浜松	29	高橋 聡
静岡	15	河西 きよみ	浜松	30	山岡 丈介

◎組合会議長 ○同副議長

役員名簿 理事7名、監事2名

役職	氏名
理事長	鈴木 典之
副理事長 (コンプライアンス担当 理事兼任)	石川 幸伸
常務理事	山口 純司
理事	三浦 正人
理事	太田 勝啓
理事	吉澤 廣美
理事	秋山 欣三
監事	堀 茂子
監事	増田 由喜乃

事務局

静岡県薬剤師国民健康保険組合	
事務長	望月 政俊
主任	中原 美香
主任	芝田 宏美
主事補	田嶋 由記子
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT鷹匠ビル 電話：054-255-4733 FAX：054-251-6084 ホームページアドレス :sizuyakukokuho.com	